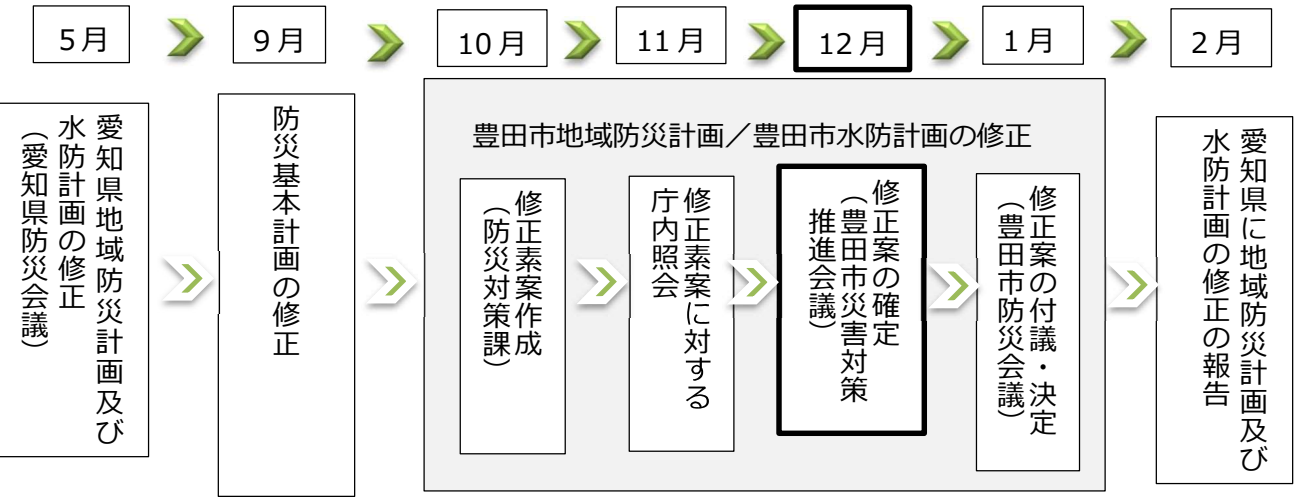


1 豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画改訂の根拠・流れ

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画である。豊田市水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画である。

豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、豊田市防災会議に諮らなければならないとされている（災害対策基本法第42条、水防法第33条）。



2 豊田市地域防災計画の改訂

(1) 地域防災計画（本編）の構成

《風水害等災害対策計画》	《地震災害対策計画》
第1編 総則	第1編 総則
第2編 災害予防	第2編 災害予防
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
	別紙 東海地震に関する事前対策

(2) 主な改訂内容

① 豊田市の取組を踏まえた修正

指定緊急避難場所、指定避難所の新規指定について

ア 広沢こども園を指定緊急避難場所兼避難所として新規で指定したことに伴う修正

南山国際高等学校・中学校の廃校に伴い、指定緊急避難場所兼避難所が1箇所減少する。災害発生時において、周辺の地域住民の避難所を確保するため、最寄りの公共施設である広沢こども園を指定緊急避難場所兼避難所として新規で指定した。

※附属資料編

イ 緑のリサイクルセンターを指定緊急避難場所として新規で指定したことに伴う修正

西広瀬小学校が風水害時に指定緊急避難場所を使用することができないことから、自治区より近隣の公共施設を新たに指定緊急避難場所として使用できるよう要望があった。それを受け、風水害時における指定緊急避難場所として、緑のリサイクルセンターを新規で指定した。なお、引き続き、西広瀬小学校は指定避難所として使用する。

※附属資料編

② 愛知県の内容を踏まえた修正

ア 土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについての修正

土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて、文中に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土砂災害危険箇所」とあるのを、それぞれの内容に応じ「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域等」と読み替えるため、必要な修正を行った。

※地震編 第2編 災害予防 第5章 液状化対策・土砂災害等の予防
風水害等 第2編 災害予防 第3章 土砂災害等予防対策

イ 防災のための意識啓発・広報についての修正

防災に関する知識の普及について、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとするについて、記載を追加した。

※風水害等編 第2編 災害予防 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

③ 国の内容を踏まえた修正

緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正

気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることについて追記した。

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 または 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域 または 長周期地震動階級3以上を予想した地域

※地震編 第3編 災害応急対策 第2章 避難行動

【参考】長周期地震動について

長周期地震動とは

大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れを長周期地震動といいます。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。



出典：気象庁 「新しい緊急地震速報～長周期地震動階級の予想も追加して発表～」

3 豊田市水防計画の改訂

(1) 水防計画（本編）の構成

第 1 章 総則	第 7 章 水防警報
第 2 章 水防組織	第 8 章 洪水予報
第 3 章 水防施設等	第 9 章 水位情報の周知
第 4 章 水防非常配備体制	第 10 章 水防活動
第 5 章 重要水防箇所等	第 11 章 応援協力
第 6 章 水防に関する予報・警報	第 12 章 水防訓練

(2) 主な改訂内容

①水防に関連する予報・警報の発表基準の変更を踏まえた修正（愛知県の実施における修正）

気象庁の発表する大雨特別警報等の発表基準の変更、水防に関連する予警報の伝達系統の変更に伴い、必要な修正を行った。

※第 6 章 水防に関する予報・警報に記載

②重要水防箇所等の変更を踏まえた修正（愛知県及び豊田市の実施における修正）

矢作川を始めとする重要水防箇所等において堤防高不足等への対応に向けた改修工事等の結果を反映した内容とするため、必要な修正を行った。

※第 5 章 重要水防箇所等に記載

4 改訂スケジュール（予定）

- ・ 豊田市防災会議 令和6年1月11日（木）

※豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画改訂に関する付議

- ・ 愛 知 県 報 告 防災会議後すみやかに報告

豊田市地域防災計画の修正の要旨

I 豊田市地域防災計画の修正の根拠

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、市地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正

気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることについて追記。

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 または 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域 または 長周期地震動階級3以上を予想した地域

<修正箇所>

■地震編 第3編 第2章 第1節 地震情報等の伝達

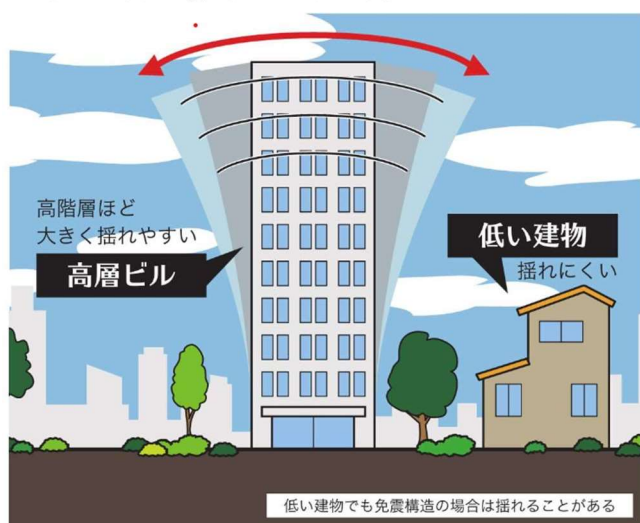
<新旧対照表>

■地震編 p 5

（参考）長周期地震動について

長周期地震動とは

大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れを長周期地震動といいます。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。



階級	揺れの状況
4	●立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。 ●キャスター付き家具等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。
3	●立っていることが困難になる。 ●キャスター付き家具等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
2	●室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ●キャスター付き家具等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
1	●室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ●ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。

出典：気象庁 リーフレット「新しい緊急地震速報～長周期地震動階級の予想も追加して発表～」

豊田市水防計画の改訂要旨

1 水防計画改訂の根拠

豊田市水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは改訂しなければならないとされている。また、水防計画を変更しようとするときは、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条）。

2 主な修正事項

主な修正事項は以下のとおり。

（1）重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更する。

【修正箇所】

- ・ 第5章「重要水防箇所等」

【新旧対照表】

- ・ P 1

第5章 重要水防箇所等

第2節 重要な水閘門等

※内容は新旧対照表のとおり

（2）水防に関連する予報・警報の発表基準の変更に係る修正事項

気象庁の発表する大雨特別警報等の発表基準の変更、水防に関連する予警報の伝達系統の変更に伴い、記載を変更する。

【修正箇所】

- ・ 第6章「水防に関連する予報・警報」

【新旧対照表】

- ・ P 15

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

※内容は新旧対照表のとおり